

令和2年5月18日

保護者 各位

川北町住民課  
川北町立保育所

## 緊急事態宣言解除後の川北町立保育所の対応について（お願いとお知らせ）

若葉の候、保護者の皆様にはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、感染症拡大防止のための利用自粛などにご協力頂き誠にありがとうございます。

さて、5月14日に石川県において緊急事態宣言が解除されましたが、引き続き感染防止策の徹底等を継続することから、保育所では、子ども達の健康や安全を守るためにも、先日のお願いのとおり5月31日(日)までは、家庭での保育が可能なご家庭につきましては、できるだけ保育所利用の自粛に引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、緊急事態宣言の解除による仕事の再開等により、利用が必要となったご家庭につきましては、各保育所にご連絡ください。

### 記

#### <利用料について>

先日もお知らせしましたとおり0～2歳児の保育料につきましては、4月13日(月)～5月31日(日)の期間中に登所を控えた(欠席した)場合、日割り計算により、保育料を減額します。4月分の減額分は6月分の保育料で、5月分の減額分は7月分の保育料で調整させていただきます。

#### <利用についてのご協力のおお願い>

- ・お子様を預けられる際は、可能な限り早めのお迎えにご協力ください。
- ・ご家庭内で、感染や濃厚接触あるいはその疑いのある場合は、欠席し、速やかに保育所にご連絡ください。
- ・引き続き、家庭内での石鹸での手洗いなど、感染予防に十分にお気を付けてください。

※6月1日(月)からは通常保育を再開する予定ですが、今後の感染状況によっては、変更する場合があります。

#### お問い合わせ先

川北町住民課	TEL 076-277-1111
中島保育所	TEL 076-277-5047
川北保育所	TEL 076-277-1451
橘保育所	TEL 076-277-0311